

自由金利型定期預金（大口定期預金）規定

改正後	現 行
<p>自由金利型定期預金（以下、「この預金」という。）は、預金共通規定および次の規定により取扱います。</p> <p>〔自動継続自由金利型定期預金〕</p> <p>1. 預金契約の成立</p> <p>当行は、<u>預金者からこの預金に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。</u></p> <p>1の2. 自動継続 (省 略)</p> <p>2. 利息 (省 略)</p> <p>(5) <u>債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。</u></p> <p>(5)の2 <u>当行が預金者からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」という。)は、預入日(継続をした場合は最後の継続日)から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」という。)について、次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p>(以 下 省 略)</p>	<p>自由金利型定期預金（以下、「この預金」という。）は、預金共通規定および次の規定により取扱います。</p> <p>〔自動継続自由金利型定期預金〕</p> <p>1. 自動継続 (省 略)</p> <p>2. 利息 (省 略)</p> <p>(5) 当行が<u>やむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」という。)は、預入日(継続をした場合は最後の継続日)から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」という。)について、次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p>(以 下 省 略)</p>

〔自由金利型定期預金〕

1. 預金契約の成立

当行は、預金者からこの預金に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

1の2. 預金の支払時期等

(省 略)

2. 利息

(省 略)

(3) 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。

(3)の2 当行が預金者からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(以 下 省 略)

〔自由金利型定期預金〕

1. 預金の支払時期等

(省 略)

2. 利息

(省 略)

(3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(以 下 省 略)